新潟市障害者支援施設等の入所事務要綱

１　目　的

障害者支援施設等（以下「施設」という。）の入所事務については、平成２０年３月２４日付け障第１４０２号新潟県福祉保健部長通知「障害者支援施設等の入所調整（利用事務）について」及び平成２０年３月２４日付け障第１４０３号新潟県福祉保健部障害福祉課長通知「障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所の利用事務の具体的取扱いについて」を準用し、新潟県で入所調整を実施しない（待機者が新潟市在住者のみの場合並びに新潟市内に設置されている通所施設への入所の場合）調整に関し、公正かつ円滑な実施を確保することを目的として定める。

２　調整会議の構成

調整会議は、新潟市障がい福祉課長（以下「主宰者」という。）が主宰し、次のとおり構成する。

ア　障がい福祉課長

イ　障がい福祉課 給付係長

ウ　新潟市内に設置されている施設の代表者

３　調整会議の審議に付すべき事項

次に掲げるものについては、原則として調整会議の審議に付すものとし、主宰者は、１年に１回程度及び必要と認めるときに、調整会議を開催する。

（１）入所希望者が欠員数を超える施設への入所の優先順位等に関する事項

（２）特別支援学校等卒業生の入所の優先順位等に関する事項。

（３）その他、施設への入所に関するもので主宰者が必要と判断する事項

４　調整会議の運営

（１）資料の準備

調整会議において必要とする資料は、事前に新潟市障がい福祉課において整理する。

（２）審議に当たっての留意事項

ア　施設の意見を徴し、公正な結果が得られるよう努めること。

イ　施設への入所の優先順位を審議するに当たっては、次の事項を十分に勘案すること。

また、主宰者は、客観的な評価基準を作成し、公平性・透明性の確保に努めること。

(ア) 本人の状況（障がいの種類及びその程度その他心身の状況等）

(イ) 家族・介護者の状況

(ウ) 福祉サービス等の利用の状況（介護給付費等の受給の状況等）

(エ) 施設支援の利用に関する意向（待機の状況等）

（３）その他

主宰者は、調整会議の結果を尊重して調整を行うものとする。なお、緊急に施設への入所が必要と認められる者等については、調整会議の開催を待たずに調整を行うことができる。

附　則

この要綱は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。